

| No. | 内容分類      | 質問                                                                                                                 | 回答                                                                                                                                                                                                                                       | 最終回答日   |
|-----|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 1   | 1(2)対象    | 補助事業申請にあたり、設備投資事業、研究開発・実証事業のどちらにあたるか判断に迷っています。事前の相談はできますか。                                                         | 設備整備前に行うものが事業可能性の調査のみか、実証等を行う必要があるかで対象事業を判断してください。<br>なお、申請内容、連携事業に関する事前相談は、随時お受けします。                                                                                                                                                    | R5.6.27 |
| 2   | 1(2)対象    | 研究開発・実証試験事業においては、設備・施設整備枠は「～の成果を活かした設備・施設整備を行う事業」とされていることから、連携創出支援枠又は研究開発・実証試験枠を経ずに設備・施設整備枠の申請を行うことはできないとの理解でよいのか。 | ご認識のとおりです。                                                                                                                                                                                                                               | R8.7.24 |
| 3   | 1(2)対象    | フィジビリティスタディ枠のみ、連携創出支援枠のみ、又は研究開発・実証試験枠のみの活用を考えていますが、申請は可能ですか。                                                       | いずれの事業についても、設備・施設整備枠を経て事業化につながる事業を想定しています。（研究開発・実証試験の結果、設備・施設整備が不要であり、即事業化可能なものは除く。）<br>なお、フィジビリティスタディ又は研究開発・実証試験の結果、設備・施設整備を行うことが適当でないとされた場合は、この限りではありません。                                                                              | R8.7.24 |
| 4   | 1(2)対象    | 設備投資事業の設備・施設整備枠については、対象が事業の実現可能性が評価された事業となっているが、FSを当該補助制度以外のものを活用して実施した場合や、自己負担のみで実施した場合も、応募することはできますか。            | 応募可能です。<br>なお、当該枠の応募時には、補助金審査委員会において、事業の実現可能性を説明いただくこととなります。<br>また、他の補助制度等との重複は認められない点は留意ください。                                                                                                                                           | R8.7.24 |
| 5   | 1(3)補助率等  | フィジビリティスタディ枠の事業期間は最長2年、連携創出支援枠の事業期間は3年、研究開発・実証試験枠の事業期間は最長4年とある。この間に事業を完了させ、施設・設備投資枠に移行する必要があるか。                    | 基本的にはご認識のとおりですが、事業期間は県の補助が当たる期間であり、例えば、フィジビリティスタディ枠の2年経過後に自費で1年間のフィジビリティスタディを実施し、その後設備・施設整備枠の申請を行うことは差し支えないものと考えます。<br>また、連携創出支援枠の3年経過後に連携先のコンビナート企業が見つかり、設備・施設整備枠の申請を行うことも差し支えないものと考えます。<br>なお、このようなことが見込まれる場合には、事前に県産業脱炭素化推進室にご相談ください。 | R8.7.24 |
| 6   | 1(3)補助率等  | 補助限度額に下限はありますか。                                                                                                    | 補助限度額に下限はありません。                                                                                                                                                                                                                          | R7.5.22 |
| 7   | 1(3)補助率等  | 補助事業が複数年度にわたる場合、1年目に工事が終わらず、1年目の補助金額が0円になっていても工事が進捗していれば事業の継続は認められますか。                                             | 補助事業が複数年度にわたる場合で、あらかじめ事前着手申請書を提出し、承認を受けた事業に限り認められます。（実施要領第4条）<br>ただし、年度毎の継続審査において、実績などの評価が低い場合等は、補助金額が減額あるいは交付されない場合があります。                                                                                                               | R7.5.22 |
| 8   | 1(4)補助対象者 | 資本関係のあるコンビナート企業同士の事業グループ構築は認められますか。                                                                                | 資本関係の有無による、事業グループ構築に対する制限はありません。<br>なお、事業グループ内の取引等については、利益排除条項（実施要領第9条）が適用される点に留意ください。                                                                                                                                                   | R8.7.24 |
| 9   | 1(4)補助対象者 | 現在、地域会議に加盟していませんが、新たに加盟することにより、コンビナート企業となることはできますか。                                                                | 本補助金は、コンビナートの二酸化炭素排出削減や次世代燃料・素材の供給基地化につながるコンビナート連携事業に対し、経費の一部を補助するものです。従って、「やまぐちコンビナート低炭素化構想」に関係する企業であって、既加盟者との何らかの繋がりがあり、コンビナート地域に所在する企業であれば加盟することは差し支えないと考えます。<br>なお、加盟にあたっては、各地域会議の座長企業にご相談ください。                                      | R5.6.27 |
| 10  | 1(4)補助対象者 | コンビナート企業2社以上を含む複数の構成員による事業グループが補助対象者であるところ、例えば、A社とB社で事業グループを構成し、A社からB社に燃料を供給する場合で、B社のみ改造が必要な場合、対象となるか。             | A社とB社、両方が改造を行う必要はなく、対象となり得ます。                                                                                                                                                                                                            | R5.6.27 |
| 11  | 1(4)補助対象者 | 補助事業の途中で代表申請者が交代したり、事業グループの構成員が追加、又は脱退することに問題はありますか。                                                               | 補助事業の途中で、代表申請者の変更、構成員の追加や減少がある場合は、変更等が生じた事情や事業計画書の進捗状況等を考慮した上で、補助事業としての継続の可否を検討しますので、事前に県産業脱炭素化推進室に相談ください。<br>なお、構成員の合併等については、公募要領P3《留意事項》をご参照ください。                                                                                      | R7.5.22 |
| 12  | 4公募期間     | 今年度、追加公募はありますか。                                                                                                    | 現時点で公募期間後の追加公募の実施は未定です。<br>追加公募を行う場合は、別途お知らせします。                                                                                                                                                                                         | R5.6.27 |
| 13  | 4公募期間     | 来年度の募集に応募したいのですが可能ですか。                                                                                             | 現時点で来年度の公募の実施は未定です。<br>来年度の公募を行う場合は、別途お知らせします。                                                                                                                                                                                           | R8.7.24 |
| 14  | 5(1)提出書類  | 提出書類の、②参考資料の「プレゼンテーション用資料」は、審査委員会でのプレゼンテーションを想定して作成すればいいですか。                                                       | ご認識のとおりです。<br>なお、審査委員会では、プレゼンテーション30分、質疑45分の時間配分を予定していますので、説明時間を考慮した資料としてください。                                                                                                                                                           | R8.7.24 |
| 15  | 5(1)提出書類  | 設備投資事業のみ、地域会議でのコンセンサスを得たことが分かる資料（議事録等）の提出が必要であるが、コンセンサスを取得する方法は、会議を開催せずに、メール等でも構わないか。                              | ご認識のとおりです。                                                                                                                                                                                                                               | R8.7.24 |